

平成 24年 11月 12日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

平成24年分年末調整の記入上の注意点

— 生命保険料控除で一部改正されました —

通常、私たちサラリーマン(給与所得者)は、給料の支払者のもとで、その年最後の給与を受ける際に年末調整によって、その年の所得税の過不足額を精算し納税を完了させます。

[1]生命保険料控除(控除証明書の添付必要)

①一般の生命保険料(新生命保険料と旧生命保険料とは区別)

平成23年12月31日以前の契約に基づいて支払った旧保険料と平成24年1月1日以後の契約に基づいて支払った新保険料の計算が異なりますので、ご記入の際は注意して下さい。

②介護医療保険料

平成24年1月1日以後の保険契約に基づいて支払った保険料。

③個人年金保険料(新個人年金保険料と旧個人年金保険料とは区別)

平成23年12月31日以前の保険契約に基づいて支払った旧保険料と平成24年1月1日以後の保険契約に基づいて支払った新保険料の計算が異なりますので、ご記入の際は注意して下さい

[2]地震保険料控除(控除証明書の添付必要)

地震保険料と平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約で保険期間等が10年以上でかつ満期返戻金の有る支払保険料はそれぞれ計算が異なります。

[3]社会保険料控除(国民年金については支払証明書の添付必要)

国民健康保険料や国民年金などの保険料や保険税で本人が直接支払っているもの。

[4]小規模企業共済等掛金控除(直接支払ったものは控除証明書の添付必要)

給与から差引かれるものと本人が直接支払ったものが、その全額控除されます。

[5]配偶者特別控除

①配偶者の合計所得金額が38万円を超え76万円未満の方が控除を受けられます。

給与所得だけですと、本年中の給与収入金額が103万円を超え141万円未満の場合です。

②控除を受けようとする所得者本人の合計所得金額が1000万円を超えている場合は適用なし。

[6]平成24年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の確認

①控除対象扶養親族は平成9年1月1日以前生まれの年齢16歳以上の人(年齢16歳未満の扶養親族は控除の対象になりません)です。

②結婚や出産などで扶養人数に異動が生じている時は見直しが必要。

[7]2年目からの住宅のローン控除を受けられている方

税務署発行の「借入金等特別控除証明書」と金融機関発行の「借入金の年末残高証明書」の添付。